

令和6年3月19日

第9回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和6年3月19日(火) 午後2時

2. 会 場 市民会館 401号室

3. 出席委員 23名

4. 出席の委員

1番 栗原 武弘	2番 佐藤 國夫	3番 柴山 栄重
4番 後藤 洋二	5番 中村 謙一	6番 野崎 俊幸
7番 山岸由美子	9番 曳地 正人	10番 油井 妙子
11番 菅野 秀夫	12番 菅野 善晴	13番 菱沼寿美恵
14番 渡邊 正芳	15番 安齋 昭通	16番 尾形 寅昭
17番 古関 恵子	18番 柴田 徳男	19番 武田 勇夫
20番 齋藤 貴裕	21番 半澤 幹夫	22番 阿部 哲也
23番 佐藤 裕一	24番 玉根 吉光	

5. 欠席の委員 8番 浪岡 真澄

6. 事務局の出席者 事務局 長 堀江 清一

次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 現況確認証明願出について
- 第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 民事執行法による売却に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第7号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長	ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
会長	(会長から開催に先立ちあいさつ)
事務局長	それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。
議長	それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。
農地係長	8番 浪岡真澄委員より欠席の旨、届出がありました。
議長	事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第9回総会を開催いたします。 福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。 10番：油井妙子委員、22番：阿部哲也委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。 福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。 会期は、本日午後4時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご異議ございませんので、会期は本日午後4時までと決定いたします。 議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。
農地係長	【議案第1号から報告までを上程する。(196件)】 合計196件、令和6年3月19日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。
議長	議案第1号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転11件、賃借権設定2件、使用貸借権設定1件、計14件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番(発言を求める。)
議長	栗原委員(発言を許可する。)
1番	整理番号1番について説明いたします。譲渡人は福島市内に住んでおりましたが、伊達市に住宅を建て、通いながら耕作するのが難しく、譲受人の義理の弟が自作地続きで耕作利便のため所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号2番から3ページ8番までの7件、判断基準の詳細は別添「調査書」

	のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号2番から8番について説明いたします。整理番号2番、3番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係です。親が元気なうちに農業を始めたいとの意向がありまして、贈与のため所有権移転をする内容です。整理番号4番については、譲渡人が相続した土地ですが、いわき市在住で営農ができないため、申請地の近くで耕作している譲受人が経営規模の拡大のため所有権移転をするものです。整理番号5番ですが、譲渡人が元気なうちに農地を整理したいということで、譲受人が数年前から頼まれて耕作をしており、経営規模拡大のため今回所有権移転をする内容です。整理番号6番も、整理番号5番と同じで、譲受人が数年前から頼まれて耕作をしており、経営規模拡大のため今回所有権移転をする内容です。整理番号7番8番については、申請地周辺は宅地分譲予定地によって整備された場所に隣接する農地になります。譲受人がじゃがいもを栽培するため所有権移転をする内容です。いずれも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
10番	整理番号9番について説明いたします。自作地続きで耕作利便ということで譲受人は譲渡人に願い出たものです。譲受人は若い農業者でりんごを中心に経営をしており、すでに植栽をしております。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号10番及び4ページ11番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号10番、11番について説明いたします。整理番号10番ですが、以前から大豆、きゅうりを耕作しており、使用貸借期間が切れるため、更新申請をするものです。整理番号11番に関しましては、譲受人の耕作する水田に隣接しており、申請地を取得し経営規模の拡大をするものです。区域協議会では2件とも問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号12番ですが、譲受人は農地所有適格法人であり、経営規模の拡大のため所有権移転をするものです。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議のほどよろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号13番及び14番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりですよろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号13番、14番についてご説明します。整理番号13番ですが、譲受人が耕作している水田に隣接しており、自作地続きで耕作利便のため、所有権移転をする案件です。整理番号14番ですが、譲受人がブルーベリーを自家消費栽培のため所有権移転する案件です。両方とも周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から14番までの14件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用2件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。
	区域番号7番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）

22番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、昨年の8月、農振除外の申請をして認可を受けたものです。簡易郵便局を運営しており、駐車場を拡張するものです。整理番号2番ですが、申請者ですが、ワイン醸造用のブドウ畑を作るために、以前は水田のため水はけが悪く、土地改良造成のため一時転用するものです。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。 次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件、賃借権設定及び使用貸借権設定1件、計6件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。 区域番号3番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番ですが、鉄塔の建て替え工事を行うために、一時転用するものです。期間は令和6年12月30日までの予定となっております。整理番号2番ですが、申請地は第2種農地となっており、譲受人の工場敷地の拡張に伴う駐車場の代替地として、令和5年8月に農振除外の許可を経て、今回の所有権の移転となっております。どちらも周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号3番について説明いたします。譲受人の住宅が井戸水で、配水管がないため、譲渡人から所有権移転し、給水管及び配水管を設置するということです。区域協議会では問題な

	しと判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号4番から7ページ6番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号4番から6番について説明いたします。整理番号4番は、譲渡人と譲受人は親子関係です。昨年8月の総会で農振除外を受けた案件で、今回分家住宅を建築するための農地転用の申請です。続いて整理番号5番ですが、こちらも昨年8月の総会で農振除外を受けた案件で、住宅への進入用通路として、農地転用申請するものです。整理番号6番ですが、申請地はすでに一時転用により、営農型太陽光発電が設置されておりますが、一時転用期間の3年が経過したために、一時転用期間を更新するため再申請するものです。本人は順調に発電計画を達成しようと努力しております。3件とも区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から6番までの6件、原案のとおり許可と決定いたします。
	次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長	議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
	区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番、2番について説明いたします。整理番号1番につきましては、信夫山の山居の近くで北側の山の斜面で、2月26日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認を行い、以前は梅畑として耕作していましたが、祖父が亡くなってから耕作が放棄され山林化しています。整理番号2番ですが、山の中にある小さな畑で、申請人の父が耕作をしておりましたが体調を崩し耕作できなくなり、申請人も耕作を放棄し現地確認の結果、山林化し耕作は困難と判断いたしました。ご審議よろしく願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号3番について説明いたします。養蚕業を廃業し耕作を放棄した桑畑で、現地確認を行った結果、周囲の山林と一体化しており農地として復元は不可能と区域協議会では判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第4号 現況確認証明願出について、整理番号1番から3番の3件、原案のとおり決定いたします。
農地係長	次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。 議案書の9ページをご覧ください。議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。 9ページ、区域番号4番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号1番について説明いたします。2月22日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しましたところ、概要どおりの現状を確認いたしました。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくをお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕

議長	異議なしと認め、議案第5号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。
	次に、議案第6号について事務局より説明を求めます。
農地係長	議案書の10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。一般分の利用権設定が69件、218,756.80㎡、所有権移転が3件、20,837㎡、福島県農業振興公社への貸付分が50件、197,184.18㎡で、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。
	まず一般分の利用権設定です。11ページ、区域番号2番、整理番号1番から12ページ9番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号1番から9番について説明いたします。整理番号1番、2番は、再設定できちんと耕作しており問題ないと判断いたしました。整理番号3番、4番については、借受人の息子が農業を始めるため、経営規模拡大を望んでおり、自作地付近の保安全管理されている畑を借りて経営規模拡大する申請です。それから整理番号5番から8番については、借受人は大きく農業をしている方々で、4件とも保安全管理や休耕地でしたが、自作地に近い、また規模拡大したいという条件が合致したため申請するものです。整理番号9番については、再設定で現在問題なく耕作しております。区域協議会ではそれぞれ問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号10番から13ページ19番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号10番から整理番号19番について説明いたします。再設定についてはすべて耕作されていることを確認しております。新規設定の整理番号11番、12番は借受人の農地に隣接しており、農地の保全を条件に賃借料なしで整った案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号20番から16ページ39番までの20件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
11番	議長11番（発言を求める。）

議長	菅野委員（発言を許可する。）
11番	整理番号35番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。11番、菅野秀夫委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号20番から39番について説明いたします。再設定が15件、新規設定が5件、借受人の方々は、立派に耕作をしていることを確認しました。区域協議会では問題なしと判断した。ご審議よろしく願います。
議長	今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	17ページ、区域番号5番、整理番号40番から18ページ44番までの5件、詳細は「議案書」とおりです。よろしく願います。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号40番から44番について説明いたします。整理番号40番、41番は再設定で、借受人はきちんと耕作しているので問題ありません。整理番号42番は新規設定ですが、借受人は松川地区で広く耕作をしている方で問題はあります。整理番号43番に関しても、再設定で全然問題ありません。整理番号44番に関しましては、経営移譲年金を受給しており、期間満了のため再設定の申請をするものであり、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号45番から23ページ57番までの13件、詳細は「議案書」とおりです。よろしく願います。
9番	議長9番（発言を求める。）
議長	曳地委員（発言を許可する。）
9番	整理番号45番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。
議長	議事を一時休議します。9番、曳地正人委員、一時退席願います。 〔一時退席する〕
議長	それでは、議事を再開します。 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）

議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号45番から57番の13件ですが、内容につきましては記載の通りでございます。再設定6件、新規設定7件、いずれも借受人がしっかりと農業経営しており、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号58番から26ページ69番までの12件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号58番から整理番号69番について説明いたします。新規設定4件、再設定4件となっております。そのうち、再設定につきましては、今まで通り耕作を継続するもので問題ありません。新規設定の4件も、今まで元気に耕作をしていた方が、新たに土地を耕作する新規設定になっておりますので、いずれの案件についても区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	次に、27ページ、一般分の所有権移転です。区域番号2番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号1番について説明いたします。譲受人は、アスパラを専門に栽培する法人です。所有権を移転しようとする土地は、法人のすぐ近くにある農地で、譲渡人が耕作できないため所有権を移転しアスパラの栽培をして経営規模拡大をするというものです。問題なくアスパラ栽培をしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号2番、3番について説明いたします。整理番号2番ですが、この畑は梨畑で、実際耕作している面積は半分程度です。対価が240万円ですが、これは農機具をつけての価格

	になっております。整理番号3番ですが、譲受人の隣の畑を取得し経営規模拡大することによって、もも栽培を予定しております。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	次に、28ページ、福島県農業振興公社分です。区域番号1番、整理番号1番から3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
1番	議長1番（発言を求める。）
議長	栗原委員（発言を許可する。）
1番	整理番号1番から3番についてご説明をいたします。整理番号1番と3番につきましては、JAからの移行分で、新規にはなっておりますが再設定ということです。整理番号2番ですが、以前から土地を借り受けてももを栽培していましたが、今回正式に申請をするものです。いずれの借受人も、意欲ある農業者ですので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号4番から30ページ12番までの9件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
6番	議長6番（発言を求める。）
議長	野崎委員（発言を許可する。）
6番	整理番号4番から12番について説明いたします。整理番号4番から8番は、新規になっておりますが、前回まで借受人の息子の名義で耕作していたものを、借受人の名義に変更し継続して耕作するものです。畑は剪定がもうすでに済んでおり、間違いなく耕作しているのを確認しました。整理番号9番、11番は多くの農地を借りて耕作している会社ですので、全く問題はありません。整理番号10番、12番についても、間違いなく耕作されており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	31ページ、区域番号3番、整理番号13番から32ページ17番までの5件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番	議長10番（発言を求める。）
議長	油井委員（発言を許可する。）
10番	整理番号13番から17番について説明いたします。整理番号13番から16番まで、借受人は間違いなく耕作できると判断いたしました。整理番号17番の借受人は新規就農者で、

	シャインマスカットを植えていく予定です。現在仕事をしておりますが、ゆくゆくは夫と共に営農活動をするということで、区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	33ページ、区域番号4番、整理番号18番から34ページ23番までの6件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番	議長14番（発言を求める。）
議長	渡邊委員（発言を許可する。）
14番	整理番号18番から23番までの説明をさせていただきます。整理番号18番はJAからの移行です。整理番号19番から23番は新規設定になっておりますが、いずれも借受人の方は地区で立派に営農しておりますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号24番から36ページ28番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	柴田委員（発言を許可する。）
18番	整理番号24番から28番について説明いたします。整理番号24番から26番はJAからの移行で、整理番号27番、28番もきちんと耕作している法人ですので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号29番から42ページ41番までの13件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	齋藤委員（発言を許可する。）
20番	整理番号29番から41番までの13件ですが、借受人6人のうち2人は新規就農者ですが、しっかりした計画の新規就農であり、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長	区域番号7番、整理番号42番から44ページ50番までの9件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
22番	議長22番（発言を求める。）
議長	阿部委員（発言を許可する。）
22番	整理番号42番から50番について説明いたします。整理番号42番は新規就農で、借受人と貸付人は親子関係です。借受人は37歳で、親からの経営の切り換えで花を栽培するものです。整理番号43番も新規就農で、きゅうりを栽培するものです。整理番号44番ですが、現在は梨などの果物を栽培しており、今回水稻を新たに栽培するものです。整理番号45番から50番も、しっかりと経営管理しており、いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
	11番、菅野秀夫委員、9番、曳地正人委員が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。
	（入室、着席する。）
議長	それでは議事を再開いたします。
	次に、報告を事務局、お願いいたします。
農地係長	議案書45ページ、報告第1号から56ページ報告第7号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。
	なお、先の区域協議会でも説明をさせていただきましたが、議案書49ページ 報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について」のうち、整理番号1番及び51ページの整理番号11番の2件につきましては、2月総会で報告すべき案件でしたが、2月総会議案への記載が漏れてしまい3月議案への記載となってしまいました。
	大変申し訳ございませんでした。お詫びを申し上げます
議長	事務局は、今後このような事案が無いよう、正しい事務処理に努めてください。
	これで本日の議事は全て終了となります。
	閉会のことを、尾形会長代理よりお願いいたします。
	〔尾形会長代理より閉会の言葉〕
会長代理	慎重審議ありがとうございました。
	これで、第9回総会を終了いたします。

(午後3時10分)

令和6年3月19日

これは、福島市農業委員会第9回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人10番 油井 妙子

議事録署名人22番 阿部 哲也